13　ＮＨＫがクレジットカード会社等に所定の受信料額を請求したにもかかわらず立替払いが行なわれなかったとき、または、ＮＨＫが所定の受信料額を請求する前に、クレジットカード会社等から受信料を請求されても立替払いができないと通知を受けたときは、受信契約者は、当該請求期間分はその他の支払方法により支払わなければならず、当該請求期間後の受信料については継続振込により支払うものとする。	13　ＮＨＫがクレジットカード会社等に所定の放送受信料額を請求したにもかかわらず立替払いが行なわれなかったとき、または、ＮＨＫが所定の放送受信料額を請求する前に、クレジットカード会社等から放送受信料を請求されても立替払いができないと通知を受けたときは、放送受信契約者は、当該請求期間分はその他の支払方法により支払わなければならず、当該請求期間後の放送受信料については継続振込により支払うものとする。
（受信機の設置者へのメッセージの表示） 第７条　（略） ２　（略） ３　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる理由により、ＮＨＫにおいて前項各号に掲げる事項の１に該当する事実を確認できない場合には、ＮＨＫは第１項の措置をとることができるものとする。 ⑴　前項の連絡を受けた事項の内容が事実に相違すること ⑵　前項の連絡の後、前項第２号のＩＤ番号を変更したこと ⑶　前項の連絡の後、受信契約を締結するまでの間において、同項第１号の住所または同項第３号の場所に変更が生じたこと ４　第１項および前項の措置は、第３条第１項ただし書に規定する場合および受信契約が解約となった者が再び受信機を設置した場合についても、とることができるものとする。 ５　ＮＨＫは、第２項の措置をとった受信機を設置した者が、この規約に定める受信契約を締結しない場合には、受信契約の締結を案内する文字（以下「契約案内メッセージ」という。）を当該受信機の画面に表示する措置をとることができる。	（メッセージの表示） 第７条　（略） ２　（略） ３　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる理由により、ＮＨＫにおいて前項各号に掲げる事項の１に該当する事実を確認できない場合には、ＮＨＫは第１項の措置をとることができるものとする。 ⑴　前項の連絡を受けた事項の内容が事実に相違すること ⑵　前項の連絡の後、前項第２号のＩＤ番号を変更したこと ⑶　前項の連絡の後、放送受信契約を締結するまでの間において、同項第１号の住所または同項第３号の場所に変更が生じたこと ４　第１項および前項の措置は、第３条第１項ただし書に規定する場合および放送受信契約が解約となった者が再び受信機を設置した場合についても、とることができるものとする。 ５　ＮＨＫは、第２項の措置をとった受信機を設置した者が、この規約に定める放送受信契約を締結しない場合には、放送受信契約の締結を案内する文字（以下「契約案内メッセージ」という。）を当該受信機の画面に表示する措置をとることができる。
６　ＮＨＫは、前項の措置をとった受信機を設置した者が、この規約に定める受信契約を締結した場合には、契約案内メッセージを表示しない措置をとるものとする。	６　ＮＨＫは、前項の措置をとった受信機を設置した者が、この規約に定める放送受信契約を締結した場合には、契約案内メッセージを表示しない措置をとるものとする。
（ＮＨＫの配信の受信に関する措置） 第７条の２　ＮＨＫは、ＮＨＫの配信の受信を開始した者にその者を識別する情報を、また、その者が配信の受信に用いた通信端末機器に対して当該機器を識別する情報（以下あわせて「識別情報」という。）を付与することができる。 ２　ＮＨＫは、識別情報を用いて、次の各号の措置をとることができる。 ⑴　ＮＨＫの配信の受信を開始した者が受信契約を締結していることを確認するため、所定の情報の提供や手続きを促す文字等を配信の画面に表示すること ⑵　ＮＨＫの配信の利用にあたり識別情報の適切な利用を確保するためにＮＨＫの配信を同時に受信することのできる数等の制限を設けること ３　ＮＨＫは、第１項の識別情報の付与およびその利用方法ならびに前項各号の措置について定めた利用規約を公表する。	（新設）
（氏名、住所等の変更） 第８条　受信契約者が放送局に届け出た氏名または住所を変更したときは、直ちに、その旨を放送局に届け出なければならない。受信機設置の場所を変更したとき、また、事業所等世帯以外については通信端末機器の設置場所（配信の受信の本拠）を変更したときも、同様とする。	（氏名、住所等の変更） 第８条　放送受信契約者が放送局に届け出た氏名または住所を変更したときは、直ちに、その旨を放送局に届け出なければならない。受信機設置の場所を変更したときも、同様とする。